

東浦町地域防災計画の修正案要旨

1 市町村地域防災計画の趣旨

市町村地域防災計画は、当該市町村の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項について定めた防災に関する総合的な計画であり、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。

また、地域防災計画の作成・修正は、災害対策基本法第16条及び東浦町防災会議条例第2条の規定に基づく東浦町防災会議の所掌事務とされている。

2 主な修正事項及び修正箇所

- ・ 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正（風水害等編 P.127 他、地震編 P.321 他）

令和6年能登半島地震における教訓を踏まえた「防災基本計画」の修正及びスフィア基準（※）を取り入れた「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定等を受け、避難生活の良好な生活環境確保に向けた対応について修正する。主な修正事項は以下のとおり。

（1）生活空間の確保

内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保すること等

（2）トイレの確保・管理

簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めること等

（3）食事の質の確保

栄養バランスの取れた適温の食事の提供等、質の確保に配慮すること等

（4）生活用水の確保

給水タンク、貯水槽、防災井戸等の整備を図り、入浴、洗濯等の生活に必要な水の水の確保に努めること等

（5）在宅・車中泊避難者への支援

在宅避難者や車中泊避難者等への支援方策の検討や、被災者支援に係る情報の提供に努めること等

※スフィア基準：

難民キャンプで劣悪な環境で多くの方が亡くなった反省から、災害や紛争の影響を受けた人々が尊厳ある生活を営むため必要な最低基準として作られた国際基準。トイレの衛生、一人当たりの居住スペースなど、災害時避難所に適用できる基準が含まれている。

- ・ 情報の収集・連絡体制の整備に係る修正（風水害等編 P. 32、地震編 P. 230）
通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることについて追記。
- ・ 中部管区行政評価局における措置に係る修正（風水害等編 P. 179、地震編 P. 360）
災害対策基本法第2条第4号に規定する「指定地方行政機関」に中部管区行政評価局が追加されたことを受け、中部管区行政評価局における措置等について追記。
- ・ 林野火災への対応に係る記載の修正（風水害等編 P. 23 他）
SNS 等の各種媒体を活用した、火の取扱いや不始末による出火の危険性の周知等、火災予防思想の普及啓発について追記。また、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表すること等について追記。
- ・ 各節への関係課名等の追記（風水害等編, 地震編）
関係する課等を明確化し、より円滑に活動できるよう、各節に関係課名等を追記。

3 その他

計画内容に影響のない範囲において、字句の修正をする。